

広島県広報紙等制作（印刷・配布）業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 趣旨

県民に県政情報をより分かりやすく効果的に発信するため、令和8年度の広報紙の印刷、配布等の業務について、専門的な知識や豊富な実績を有する民間事業者へ委託する。

(2) 業務内容

広報紙「ひろしま県民だより」の印刷及び配布に係る各種業務の実施と、実施業務の監理を行うものとする。具体的仕様は、別紙1によるものとする。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

2 媒体計画

・ ひろしま県民だよりの印刷、配布

受託者は広報紙「ひろしま県民だより」を年間4回制作し、配布するものとする。

3 打合せ等

(1) 定期

受託者は、業務の遂行にあたり、発行ごとに定期的な打合せを行うものとする。

(2) 臨時

受託者は、上記に限らず臨時的・突発的に打合せをする必要が生じた場合には、県の求めに即時に対応するものとする。

4 監理体制

受託者は、本業務を確実に実施・履行する組織体制（制作の体系図、責任者、役割分担等）及び連絡体制を示すこと。

5 契約終了時の業務引継ぎ

受託者は、本業務の終了時まで本業務を他の受託者に移行することとなった場合には、必要な措置を講じ、円滑に本業務の引継ぎを行わなければならない。

6 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の監理業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

受託者は、監理業務を除く業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、制作の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面にて報告し、県の了解を得なければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

県は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、

その結果を要求のあった日から 10 日以内に県に書面で通知しなければならない。

また、県は令和 8 年 12 月末までに、本業務の履行状況等について総合的な評価を行うこととし、評価の結果、継続して委託することが不相当と判断されたときは、受託者にこの旨を書面により通知することとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守しなければならない。

【別紙1】

名 称	「ひろしま県民だより」
発行名義	編集・発行：広島県総務局広報課
規 格 等	<p>1 判型：タブロイド判</p> <p>2 頁数：4ページ</p> <p>3 刷色：4色カラー</p> <p>4 紙質：上質（60～65g/m²）D巻53～58K（FSユトリロ上質もしくは同等品）、 白色度83%以上、総合評価値80点以上</p> <p>5 発行回数及び発行日：年4回（7月、10月、1月、4月の原則初日） ※1月は3日発行予定</p> <p>6 印刷部数：754,000部/回</p> <p>7 配布方法：新聞折込645,000部/回 折込以外109,000部/回（市町・図書館6,530部、市町自治会等 93,660部、広報課・個人・学校・医療施設・スーパー等8,810部）</p> <p>8 送付箇所：別紙2「送付先一覧」参照（折込以外：仕分け約3,000個口、送付 先約1,000箇所） なお、新聞折込については、別紙2の新聞折込市町の区域で、朝日、産経、山 陽、中国、日経、毎日、読売新聞の朝刊7紙のいずれかを定期購読する全世帯 に広報紙を折り込み、配布すること。 ※ 上記7、8の数値は変動するため、詳細については県と協議の上決定する。な お、自治会等配布分（93,660部/回）については、送料金のほか、別途各自 治会との契約や配布費用が必要となる市町がある（別紙3参照）ため、それら の費用を含めること。 ※ 受託業者で各市町、自治会と直接の交渉を行い、円滑に発送事務をすすめるこ と。 ※ 自治会への納入や費用の支払い方法・時期などは各自治会により異なるため、 柔軟に対応すること。</p> <p>9 その他：品質証明書（総合評価値・古紙配合率・発色度）を提出すること。</p>
業務内容	<p>1 印刷調製</p> <p>2 県が指定する送付先へ仕分け・配布・発送（別紙2「送付先一覧」のとおり） ※個人・学校等（約4,000部）、市町自治会等経由での送付分（約94,000部）、広報 課納入分のうち県政情報コーナー配架分（約2,000部）、広報課保存用（100部）につ いては、折り加工し、A4サイズにて発送すること ※ 本業務の実施にあたり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。 ※ 市町自治会とのやり取りについては、基本的に受託者が行うこと。</p>
業務工程	<p>基本的な業務工程例は以下のとおりとする。</p> <p>発行月前月5日～10日頃：データ支給（印刷・折り加工・仕分け開始） ※県民だより夏号は令和8年6月4日入稿予定</p> <p>発行月前月10日頃から発行日2日前：広報課分納品・各配布先に発送（配布先 ごとに必着日が異なるため、確認すること）</p> <p>発行月1日（発行日）：新聞折込</p> <p>※ 発行日については原則上記とするが、状況によって変更となる場合がある。そ</p>

	の場合は県と協議のうえ柔軟に対応すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・企画・編集に関しては別途「広島県広報紙等制作（企画・編集）業務」の受託業者が実施するため、広報課がデータを受取後、速やかに本業務受託者へデータを送付するものとする。（データはイラストレーターまたはPDFの確定データを想定） ・業務内容及び業務工程を理解した上で、本業務を適正かつ確実に実施できるような体制を整えるものとする。

【参考：令和7年度の状況】

名 称	ひろしま県民だより
規 格	タブロイド判、4ページ、4色カラー 上質FSC (60.2g/m ²) D巻53.5K (FSユトリロ上質もしくは同等品)、白色度83%以上、総合評価値105点以上
発行回数	年4回
発 行 日	7・10・1・4月の初日（1月のみ3日発行）
発送方法	新聞折込（朝日、産経、山陽、中国、日経、毎日、読売新聞の朝刊7紙の県内発行分）、市町自治会等経由 ほか ※スーパー等の県政情報ラックに配架
点 字 版 テープ版	規格：点字版紙質110k、エンボス式 部数：点字版308部/回、テープ・デイジー版165部/回 ※点字版とテープ版の作成は、別途「広島県広報紙等制作（企画・編集）業務」の受託業者が実施
そ の 他	・別途、PDF・HTMLファイル及び点字・音声データを県HPに掲載

【別紙2】

市 町	市区町役場送付分			図書館直接送付分		市町計
	送付部数	(市区町分)	(図書館分)	送付部数	送付内訳等	
広島市	中区	70	70	20		90
	東区	40	40	20		60
	南区	70	70	30		100
	西区	70	70	20		90
	安佐南区	60	60	20		80
	安佐北区	150	150	20		170
	安芸区	100	100	20		120
	佐伯区	100	100	50	佐伯区30, 湯来20	150
	佐伯区湯来出張所	10	10			10
	佐伯区砂谷連絡所	10	10			10
	本所	50	50	70	中央図書館50, こども20	120
計	730	730	270		1,000	
呉市	300	300	100	中央図書館に送付	400	
竹原市	150	100	50		150	
三原市	270	270	120	中央, 本部, 久井, 大和の4館に各30部	390	
尾道市	本所	350	300	50		350
	因島総合支所	50	20	30		50
	瀬戸田支所	100	100			100
福山市	450	450	200	中央図書館に送付	650	
府中市	本所	180	150	30		180
	上下支所	50	50			50
三次市	本所	80	80	100	中央図書館に送付	180
	自治会等(19)	24,000	※仕分:19カ所 送付:19カ所			24,000
庄原市	本所	100	100	50		150
	西城支所	100	100	10		110
	高野支所	100	100	10		110
	東城支所	50	50	10		60
	口和支所	60	60	10		70
	比和支所	50	50	10		60
	総領支所	20	20	10		30

大竹市	本所	100	100	50	150
	(自治会等経由分)	11,000	※仕分:184力所, 送付:1か所		11,000
東広島市	本所	170	170	50	220
	黒瀬支所	80	80		80
	豊栄支所	30	30		30
	安芸津支所	220	60	160	220
	福富支所	20	20		20
	河内支所	20	20		20
廿日市市	本所	80	80	100	本館に送付
	大野支所	50	50		50
	佐伯支所	30	30		30
	吉和支所	30	30		30
	宮島支所	30	30		30
安芸高田市		300	200	100	300
江田島市	本所	250	150	100	250
	(自治会等(支所3))	10,100	※仕分:973力所, 送付:4力所		10,100
府中町	本所	150	150		150
	(自治会等経由分)	24,000	※仕分:180力所, 送付:2か所		24,000
海田町		150	20	130	150
熊野町	本所	30	30	20	50
	(自治会等経由分)	8,400	※仕分:19力所, 送付:1か所		8,400
坂町	本所	100	80	20	100
	(自治会等経由分)	5,500	※仕分:110力所, 送付:1か所		5,500
安芸太田町	加計支所	50	50		50
	筒賀支所	10	10		10
	本所 旧戸河内	40	40		40
	(自治会等(支所3))	2,720	※仕分:3力所, 送付:3力所		2,720
北広島町	芸北支所			40	本館に送付
	大朝支所				
	本所 旧千代田				
	豊栄支所				
	(自治会回覧分)	840	※仕分:4力所, 送付:4か所		840
大崎上島町	本所	30	30	50	図書館分は町社会教育に送付
	(自治会等(支所3))	3,300	※仕分:44力所, 送付:3力所		3,300
世羅町	企画課	45	25	20	45
	せらにし支所		25		25
神石高原町	本所	30	30		30
	油木支所	20	20		20
	神石支所	20	20		20
	豊松支所	20	20		20
	(自治会等(支所3))	3,800	※仕分:4力所, 送付:4力所		3,800
	計	98,955	4,630	690	1,210
その他		※広報課分, 個別配達・コンビニ等個別配達分, 受託者使用分ほか			8,778
合計(県民だより)					108,968

【別紙3】自治会等経由による広報紙の配布(市町ごとの条件)

区分	納入内訳 ※加工は全て2つ折り(A4以下)とする				1部あたり単価
	納入形態	納入箇所	総部数	仕分個数	
三次市自治会等	専用仕分け梱包方法	19	24,000	19	6.2円
大竹市自治会等	専用ラベル作成 専用仕分け梱包方法	1	11,000	184	5円
江田島市自治会等	専用ラベル作成 専用仕分け梱包方法	4	10,100	973	5円
府中町自治会等	専用ラベル作成 専用仕分け梱包方法	2	24,000	180	5円
熊野町自治会等	専用ラベル作成 専用仕分け梱包方法	1	8,400	19	5円
坂町自治会等	専用ラベル作成 専用仕分け梱包方法	1	5,500	110	5円
安芸太田町自治会等	特になし	3	2,720	3	5円
北広島町自治会等	特になし	4	840	4	不要
大崎上島町自治会等	特になし	3	3,300	44	不要
神石高原町自治会等	特になし	4	3,800	4	5円
合計		42	93,660	1,540	

※値(単価を含む)については、令和8年3月時点であり、変更となる場合もあるため、経費算定の際には考慮すること。